

税の申告準備は、お早めに！

復興特別所得税の記載漏れにご注意！

平成25年分から49年分までの各年分については、所得税とあわせて復興特別所得税の申告及び納付をすることになります。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。復興特別所得税額欄の記載漏れのないようご注意ください。

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。

(注)上記の場合でも、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合は、確定申告書を提出する必要があります。

(注)所得税の確定申告が必要ない人であっても、市・県民税の申告が必要になる場合があります。市・県民税に関しては、市役所課税課(内線2234)へお問い合わせください。

(注)外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給している人には、この制度は適用されません。

市から納付済確認書を送付します

平成27年1月から12月末までに支払われた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、社会保険料として全額控除の対象となります。

対象者には1月中旬に、納付済確認書を送付します。

●問合せ

国民健康保険税…

健康づくり支援課 内線2461

収税課 内線2241

後期高齢者医療保険料…

高齢者ふれあい課 内線2470

介護保険料…

高齢者ふれあい課 内線2425

平成28年度償却資産(固定資産税)申告

毎年1月1日現在で、志木市に土地及び家屋以外の事業用資産を所有する人は、償却資産として市へ申告する必要があります。

●提出期限 2月1日(月)

●問合せ 課税課 内線2236

確定申告書は、自宅のパソコンで作成して、郵送が大変便利です！

確定申告期間中は、申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成し、郵送などで提出ください。

国税庁ホームページ **確定申告** **検索** <http://www.nta.go.jp/>



「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。プリントアウトした申告書は、添付書類とともに郵送してください。



給与と年金所得がある人の申告書作成画面を新設し、はじめての人でも操作がしやすくなりました。



夜間や休日でも申告書を作成できます。



入力方法についてのご不明な点は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク[☎0570(01)5901]で個別にサポートします。受付時間など詳しくは、e-Taxホームページ[<http://www.e-tax.nta.go.jp/>]へ

平成27年分 所得税・個人消費税の確定申告会場の開設

開設期間 **2月16日(火)～3月15日(火)**

(土・日曜日、祝休日を除く。※2月21日(日)・28日(日)は開場)

受付:午前8時30分～(午後4時頃までにお越しください)

相談:午前9時～午後5時

ところ 朝霞税務署 ☎(467)2211

※会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

※確定申告会場の開設日前は、手続きに要する時間が長くなります。

※税務署隣接地の臨時駐車場がなくなり、大幅に駐車場が減少するため、来署の際は公共交通機関をご利用ください。

税理士による還付申告無料相談

対象 平成27年分の給与と年金収入が800万円以下の人で次のいずれかに該当する人

- ・給与所得者で医療費控除を受ける人
- ・年の途中で退職し、年末調整が済んでいない人(退職所得のある人は除く)
- ・公的年金を受給している人

(注)給与または年金以外の所得がある人は、受付できません。

持ち物 平成27年分の源泉徴収票、医療費の領収証、国民年金・国民年金基金の控除証明書、生命保険料、地震保険料の控除証明書、平成27年中に支払った社会保険料(国民健康保険料など)の金額がわかるもの、印鑑、預貯金の口座番号(申告者名義)がわかるもの、昨年申告した確定申告書の控え
※あらかじめの集計計算をお願いします。

問合せ 税理士会朝霞支部事務局 ☎(465)0025

(注)土・日曜日、祝休日を除く

会場	にいざほっとぶらざ	各税理士事務所(税理士会朝霞支部区域)
とき	2月8日(月)～12日(金) 午前10時～11時30分 午後1時30分～3時30分 ※2月11日(木・祝)も受け付けます	2月1日(月)～5日(金) ※相談時間などは事前に税理士会朝霞支部事務局でご確認ください
対象	平成27年分の給与及び年金収入が800万円以下の人	平成27年分の給与及び年金収入が600万円以下の人
その他	※駐車場はありません ※初日及び2日目は大変混雑します	※税理士会朝霞支部では、毎週水曜日にも無料税務相談を実施しています。詳しくは事務局へお電話ください。